

田原市の市民協働まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市市民協働まちづくり条例（平成20年田原市条例第1号）第21条に基づき、田原市の市民協働まちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び事業の分野)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業
- (2) 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

2 補助対象事業は、前項に該当する事業で、次の各号のいずれかに該当する分野の事業とする。

- (1) 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 観光の振興を図る事業
- (5) 農漁村等の振興を図る事業
- (6) 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (7) 環境の保全を図る事業
- (8) 災害救援活動事業
- (9) 地域安全活動事業
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- (11) 国際協力の活動事業
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (13) 子どもの健全育成を図る事業
- (14) 情報化社会の発展を図る事業
- (15) 科学技術の振興を図る事業
- (16) 経済活動の活性化を図る事業
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- (18) 消費者の保護を図る事業
- (19) 前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言若しくは援助に係る事業
- (20) その他前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長が認める事業

3 前2項の規定にかかわらず、次の事由に該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業

- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度の補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において既に着手している事業
- (10) 過去に3回、補助金の交付を受けた事業
- (11) その他市長が補助をすることが不適当と認める事業
（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次に掲げる要件の全てに該当する団体とする。

- (1) 5人以上で構成されている団体
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 申請書に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (4) 公序良俗に反する団体
- (5) 過去5年間に、同じ構成員で3回補助金の交付を受けた団体又は交付決定の取消し等の処分を受けた団体
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 団体構成員に対する人件費及び謝礼
- (2) 記念品、手土産代等
- (3) 本事業にかかる団体代表者の謝礼金
- (4) 視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
- (5) 団体構成員の食事代等
- (6) 対象事業以外の材料費及び印刷製本費

- (7) 対象事業以外の火災保険、地震保険、車両にかかる保険等の役務費
- (8) 事業の再委託料及び事務所の管理委託費
- (9) 補助対象事業以外の使用料
- (10) 車両及び補助対象事業以外の備品購入費
- (11) 用地取得費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないとした経費
(補助金の交付額等)

第5条 補助金は、補助対象経費の2分の1を限度に、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 補助金の交付額は、事業1件につき20万円以下とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、補助対象事業によって生じる収入の合計額が補助対象経費総額を上回らないこととする。
- 3 補助金は、単年度ごとの事業に対して交付する。
- 4 複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として3回までとする。ただし、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限る。
- 5 前項の場合において、次年度も同一の事業を申請するときは、単年度ごとの申請に基づく審査により決定する。

(補助対象事業の募集)

第6条 市長は、期間を定めて補助対象事業を募集するものとする。

(提案事業企画書の提出)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、市民協働まちづくり事業補助金提案事業企画書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要説明書(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 事業収支予算書(別紙3)
- (4) 団体構成員の名簿
- (5) 直近の団体収支決算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(審査会の設置)

第8条 提出された企画書を審査するため、田原市市民協働まちづくり事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査委員は、田原市市民協働まちづくり会議委員のうちから5人を選出して充てる。
(企画書の審査)

第9条 企画書の審査は、審査会が行うものとする。

- 2 企画書を提出した団体は、公開で行われる審査会において、事業内容、事業実施に伴う効果その他必要な事項を説明しなければならない。
- 3 企画書の審査は、別表の評価項目に基づいて行うものとする。
- 4 市長は、審査会による審査の際、既存の補助制度、施策適合の有無等、市関係部署の意見を付するものとする。

(審査結果の通知)

第10条 審査会は、企画書の審査結果を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の審査結果を最大限尊重し採択事業の決定を行い、その結果を提案団体へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査結果において、評価項目のうち公益性又は必要性に0点を付された場合は、補助対象事業として採択しないものとする。

(少額事業の審査)

第11条 前2条の規定にかかわらず、補助対象経費が10万円未満の事業については、審査会の開催を要しないものとする。この場合において、市長は、第9条第3項及び前条第3項の規定に準じ、審査を行うものとする。

2 市長は前項の規定により補助対象事業として採択したときは、その結果を提案団体へ通知するものとする。

(交付申請書の提出)

第12条 前2条の選考により提案事業が採択され、補助金の交付の申請をしようとする団体は、市民協働まちづくり事業補助金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別紙2)

(2) 事業収支予算書(別紙3)

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたときは、補助金の交付を決定し、田原市補助金交付要綱の定めるところにより、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項の決定について一定の条件を付することができる。

(実績報告)

第14条 補助金の交付の決定を受けた団体は、当該決定に係る事業が終了したときは、終了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市民協働まちづくり事業補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(別紙4)

(2) 事業収支決算書(別紙5)

(3) 事業に要した費用の領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の決定を受けた団体は、公開で行われる事業報告会において、事業の成果を公表する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

市民協働まちづくり事業補助金 提案事業企画書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

団体名 _____

代表者名 _____ 印

年度市民協働まちづくり事業補助金提案事業企画書について、下記のとおり提出します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助事業等の目的及び概要

3 補助事業等実施予定期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 補助事業等に要する経費 金 円

5 補助金等交付要望額 金 円

（添付書類）

団体概要説明書（別紙1）、事業計画書（別紙2）、事業収支予算書（別紙3）

団体構成員の名簿、直近の団体収支決算書

(別紙1)

団体概要説明書

団 体 名			
代 表 者 名			
団 体 住 所			
T E L / F A X	T E L	F A X	
連 絡 先	氏名		
	住所		
	TEL/FAX	TEL	FAX
	E-mail		
設 立 年 月 日			
設 立 目 的			
団体の活動内容			
構成員（団体）数	市内在住・在勤者	人	
	その他	人	
備 考			

(別紙2)

事業計画書

事業名			団体名			
事業費	円		実施期間	年	月	日から
活動分類	活動予定日	参加予定人数	活 動 内 容			
内容（注意） ・活動予定日 ・参加予定人数 ・活動内容 以上の項目を 記載すること。						
活動の効果						

(別紙3)

事業収支予算書

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
田原市補助金		
計		

支 出

	費 目	金 額	積 算 内 訳
補助対象経費			
		小 計 (①)	
補助対象外経費			
		小 計 (②)	
合 計 (①+②)			

市民協働まちづくり事業補助金 交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

団体名 _____

代表者名 _____ 印

年度市民協働まちづくり事業補助金交付申請書について、下記のとおり提出
します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助事業等の目的及び概要

3 補助事業等実施予定期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 補助事業等に要する経費 金 円

5 補助金等交付要望額 金 円

（添付書類）

事業計画書（別紙2）、事業収支予算書（別紙3）

市民協働まちづくり事業補助金 実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

報告者 住 所

団体名 _____

代表者名 _____ 印

年度市民協働まちづくり事業補助金実績報告書について、下記のとおり提出
します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助事業等の内容及び効果

3 補助事業等実施期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 補助事業等に要した経費 金 円

5 補助金等交付額 金 円

（添付書類）

事業報告書（別紙2）、事業収支決算書（別紙3）

事業に要した費用の領収書の写し

その他市長が必要と認めるもの

(別紙4)

事業報告書

事業名			団体名			
事業費	円		実施期間	年	月	日から
活動分類	活動日	参加人数	活 動 内 容			
内容（注意） ・ 活動日 ・ 参加人数 ・ 活動内容 以上の項目を 記載すること。						
活動の効果						

(別紙5)

事業収支決算書

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
田原市補助金		
計		

支 出

	費 目	金 額	積 算 内 訳
補助対象経費			
		小 計 (①)	
補助対象外経費			
		小 計 (②)	
合 計 (①+②)			

(別表)

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として特に適している	補助対象として適している	補助対象として普通である	補助対象として劣るところもあるが一応可である	補助対象として疑問がある	補助対象とすべきでない

(公開審査基準) ※公益性及び必要性の点数は2倍にして計算する。

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興に寄与する活動か 社会に貢献する活動か 	10点
必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか(どういった課題のために、誰のために) 社会情勢に応じてニーズは高いか この補助制度で支援すべきか 	10点
連携性	<ul style="list-style-type: none"> 市民の連帯強化を図ることができるか 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体、その他の団体との連携があるか 	5点
先駆性	<ul style="list-style-type: none"> 市民ならではの先駆性、創意工夫、独自性などの柔軟な視点があるか 既に市の事業として実施していないか 	5点
事業費の妥当性	事業費積算の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> 積算の精度 (申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か) 費用対効果 (事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか) 	5点
発展の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動を促進するか 今後の成果の広がりが期待できる活動か 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか 	5点
実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか (あいまいな点、決まっていない事が多くないか) 	5点
自立継続性	<ul style="list-style-type: none"> 自己資金調達 노력をしているか (寄付、協賛金呼びかけ等の努力及び参加費等受益者負担の妥当性) 自立に向けた事業の継続性があるか 	5点